

## 意見提出（パブリックコメント）手続に関する指針

### 1 目的

この指針は、意見提出（パブリックコメント）手続に関して必要な事項を定めることにより、市が市民への説明責任を果たし、市の政策形成過程における公正さの確保と透明性の向上を図ることにより、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

#### 【考え方】

この指針の目的は、市が政策等を策定する場合、その案を事前に公表して、市民等からその案に対する意見を募集し、提出された意見を考慮して、意思決定し、また、提出された意見に対する市の考え方を明らかにすることで、市民の市政への参画の機会を確保し、市民に対する説明責任を果たし、政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図るものである。

### 2 定義

- (1) この指針において「意見提出（パブリックコメント）手続」とは、市の基本的な計画等を立案する過程において、その案を公表し、それに対して提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) この指針において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

#### 【考え方】

- (1) 「市民等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
  - ① 市内に住所を有する者
  - ② 市内の事務所や事業所に勤務する者
  - ③ 市内の学校に在学する者
  - ④ 市内に事務所や事業所を有する者及び法人その他の団体
  - ⑤ 意見提出（パブリックコメント）手続に係る事案に意見を有するもの
- (2) 公営企業管理者及び消防長は市長の補助機関であるが、それぞれ地方公営企業法、消防組織法等の規定により一定の権限を有し、独立して事務を執行しているものであることから、独立の実施機関としている。

### 3 対象

意見提出（パブリックコメント）手続の対象は、次に掲げるものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものは対象としない。

- ① 市の基本的な計画等の策定及びこれらの重要な改定
- ② 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税、分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

#### 【考え方】

意見提出（パブリックコメント）手続の対象となるのは、地域全体に関わり、市の方向性を定める①又は②であることから、市民等に求める意見としても、特定範囲の個人や団体の利害にとらわれず、公益の観点からの意見を期待するものである。

#### 迅速若しくは緊急を要するものとは

本手続に要する所要時間の経過等により、政策等の効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る時間がないもの。具体的には、災害などに緊急に対応する必要がある場合などに限られる。

#### 軽微なものとは

大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて実施機関に裁量の余地のないもの

- ① 「市の基本的な計画等」とは、将来の市の基本方針などを定める計画等をいい、具体的な例としては、「総合戦略プラン」、「都市計画マスタープラン」、「次世代育成支援行動計画」、「交通バリアフリー基本構想」などの計画がある。
- ② 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念などを定める条例をいい、具体的な例として、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「環境基本条例」などがある。
- ③ 「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民等に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいい、具体的には、「自転車の駐車秩序の確立に関する条例」「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」、「火災予防条例」などがある。

#### 4 公表の時期・内容

実施機関は、前項各号に掲げるもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表する。

なお、公表の際には、計画等の趣旨及び目的並びに関連資料も併せて公表する。

##### 【考え方】

公表する「案」とともに、「関連資料」としては、次に掲げるものから、実施機関が対象に応じて準備する。例えば、条例の改正案を付する場合には、「案」の要点などを関連資料とするのが望ましい。

- 1 当該計画等の概要（「案」を立案するに際して整理した論点等を含む。）
- 2 根拠となる法令
- 3 国・府の上位計画の概要
- 4 附属機関等での審議内容又は答申等
- 5 その他の関連資料

#### 5 公表の方法

(1) 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- ① 「広報たかつき」への掲載
- ② 市のホームページへの掲載
- ③ 実施機関の担当課での配架、配布
- ④ 行政資料コーナーでの配架、配布
- ⑤ 実施機関が必要と認める施設での配架、配布

(2) 実施機関は前項に定めるもののほか、報道機関への発表等により、当該計画等の案が周知されるように努めるものとする。

##### 【考え方】

- (1) ⑤の場合の公表方法は、計画等の内容、対象者等を考慮して、支所、公民館、コミュニティセンター及びその他必要と考えられる施設において配架、配布する。
- (2) 意見提出（パブリックコメント）手続の実施については、市民に広く周知することが必要であり、「広報たかつき」やホームページへの掲載、報道機関への発表等により実施の周知に努める。
- (3) 点字の対応については、計画等の案の概要の点字版を必要に応じて作製又は音読することで対応するものとする。
- (4) ホームページ掲載については、音声ブラウザによる音声変換が可能であることから可能な限りPDFの添付ではなく、CMSのHTMLテキストで行うものとする。

## 6 意見の提出

- (1) 実施機関は、意見の提出期間、提出方法を定めて当該計画等の案を公表するときに明示するものとする。
- (2) 意見提出期間は、原則として1か月とする。
- (3) 意見の提出は、次に掲げる方法による。
  - ① 郵便
  - ② ファクシミリ
  - ③ 電子メール（簡易電子申込システムを利用）
  - ④ 指定する場所への直接書面による提出
- (4) 意見の受付は、意見を提出しようとするものの氏名及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地が明記されているものに限る。
- (5) 実施機関は、意見を提出した個人又は法人の名称その他その属性に関する情報を公表する場合には、計画等の案を公表するときにその旨を明示する。

### 【考え方】

- (1) 意見の提出期間は、長くすれば寄せられる意見が多くなる反面、政策等の決定に迅速性を欠くことにもなるので、1か月とする。したがって、計画等を策定する場合は、意見提出期間の1か月及び意見の処理に要する期間を見込んで最終的な意思決定を行えるよう、余裕を持ったスケジュールを定めるものとする。

なお、意見提出期間の設定については、原則として次のとおりとする。

#### （開始日の設定）

- ・ 開始日は原則、毎月1日又は20日とする。
- ・ 開始予定日が意見提出（パブリックコメント）手続を実施する担当課の閉庁日と重なる場合は、当該閉庁日後の最初の開庁日を開始日とする。

#### （終了日の設定）

- ・ 終了日は、開始日から起算した1か月後の応当日の前日とする。
- ・ 終了予定日が意見提出（パブリックコメント）手続を実施する担当課の閉庁日と重なる場合は、当該閉庁日後の最初の開庁日を終了日とする。

- (2) 意見提出の際には、氏名等を明らかにすることとし、氏名等の明記されていない意見は受け付けない。実施機関は意見募集に当たっては、必ずこの旨明記する。
- (3) 氏名等を公表する場合には、公表する旨をあらかじめ明らかにして意見の募集をする。

## 7 意見の処理

- (1) 実施機関は、提出された意見を考慮して計画等の意思決定を行う。
- (2) 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見又はその概要及びこれに対する市の考え方を公表し、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表する。ただし、提出された意見のうち、高槻市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。
- (3) 前号の規定による公表は、市のホームページに掲載するとともに第5項第1号③、④において備えることにより行う。

### 【考え方】

- (1) 意見提出（パブリックコメント）手続は、市民等から提出された意見の内容に着目し、計画等案をより良いものにするために意見を十分に考慮して、実施機関が意思決定を行うものである。  
よって、単に賛否を問うものではないことから、原則として賛否の結論だけを示した意見又は公表した計画等案に直接関係のない意見に対しては、実施機関の考え方は示さない。  
提出された意見を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容と修正理由を公表するものとする。  
意見の提出があった市民等へ個別には回答しない。また、提出された意見が多い場合は、類似の意見をまとめて公表する。
- (2) ホームページでの掲載は3年間、行政資料コーナーでは1年間とする。

## 8 適用除外

この指針を適用しない場合は、次のとおりとする。

- ① 附属機関等がこの指針に定める手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合
  - ② 計画等の立案に関し、公聴会付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合
- ※ただし、当該手続に当たっては可能な限りこの指針に沿ったものとなるよう努めるものとする。

### 【考え方】

附属機関等がこの指針に準じた手続を経て策定した答申を受けて実施機関が意思決定を行う場合は、効果、効率性の観点から、実施機関が改めてこの指針に基づく手続は経ないものとする。

## 9 一覧表の作成

市長は、この指針による手続を行っている案件の、案件名、公表日、意見の提出期限、計画等の案の入手方法及び問合せ先を記載した一覧表を作成の上、行政資料コーナーに備え付けるとともに市のホームページに掲載して公表する。

なお、3のただし書きにより対象外としたときは、その計画等の名称及び理由を公表する。

## 附 則

- 1 この指針は平成16年10月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この指針の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、意見提出（パブリックコメント）手続に準じた手続を実施するものとする。
- 3 この指針は平成24年6月1日から施行する。
- 4 この指針は平成26年6月30日から施行する。ただし、この改正後の指針の施行の際、現に実施中及び「広報たかつき」等で周知済みのものについては、なお従前の例による。
- 5 この指針は平成27年3月17日から施行する。ただし、この改正後の指針の施行の際、現に実施中及び「広報たかつき」等で周知済みのものについては、なお従前の例による。
- 6 この指針は平成29年10月1日から施行する。